

5 生私振第678号
令和5年7月3日

関係学校法人理事長 殿

東京都生活文化スポーツ局私学部長
戸 谷 泰 之
(公印省略)

令和5年度私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等ＩＣＴ教育設備整備推進事業費）の実績報告書の提出について（依頼）

このことについて、下記のとおり書類の提出をお願いします。
なお作成に当たっては、「提出書類作成上の留意点」を参考にしてください。

記

1 提出書類及び部数

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 実績報告書（様式第7、別紙） | 1部 |
| (2) 納入状況を確認できる写真数枚 | 1部 |
| (3) 契約書（又は注文書及び請書）の写し | 1部 |
| (4) 納入業者の納品書、請求書及び領収書の写し | 各1部 |
| (5) 学校の検査調書の写し（様式自由） | 1部 |

2 提出期限

補助事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和6年4月10日のいずれか早い日まで（郵送必着）

※1 (1)については、電子メールによりデータも併せてご提出ください。

3 提出先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課助成担当 那須
電話 03-5388-3182
E-MAIL S1121501@section.metro.tokyo.jp

4 実績報告書の提出後の事務作業

- 都は実績報告書の書類審査と必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合するか否かを確認します。
- (1) の確認結果が適合している場合のみ、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を支出するとともに補助事業者に通知します。

5 その他

- 書類確認等において、事業内容が交付条件に適合していないことが判明した場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消すことがあります。
- 補助金交付の際に必要となる書類については、別途提出を依頼します。

- (3) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助目的の完全な達成を図る見地から、文部科学大臣が財産の処分制限期間を別に定めており（平成14年3月25日文部科学省告示第53号）、この制限期間中に財産の処分（交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、又は担保に供すること）を行うに当たっては、文部科学大臣の承認が必要となります。
- (4) 様式及び本依頼に係る資料は、次のURLからダウンロードしてください。
<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/0000000682.html>